

## 「不燃物」を「可燃ごみ」に混ぜないで

清掃事務所では、年末年始に搬入されたごみを焼却した際に金属などの不燃物が原因で焼却炉が詰まり、工場を緊急停止して除去作業を行いました。市のごみ処理事業を円滑に実施するためにも「可燃ごみ」に不燃物を混ぜて捨てないよう、ご理解とご協力をおねがいします。

- ▶可燃ごみの搬入についての問い合わせは、清掃事務所 ☎63・1614) へ。
- ▶不燃ごみの搬入や粗大ごみについての問い合わせは、リサイクルプラザ ☎64・7222) へ。

### 燃えなかったごみが灰と共に詰まります

ごみ収集や直接搬入で集められた「可燃ごみ」は、ピットと呼ばれる場所に溜められ、大きなクレーンによってホッパという焼却炉入口へ投入されます。

今回の緊急停止の原因は、焼却した灰の押し出し口に金属などの不燃ごみが圧縮された灰とともに固まって詰まってしまったことによるものです。除去作業を行える温度まで焼却炉を冷やし、原因を究明して除去作業が完了するまでの3日間ごみの焼却ができませんでした。ピットが一杯になるなどの影響が出た他、焼却炉を停止する際(※)と、再び焼却を開始する際に大量の燃料が必要となり、結果多くの時間と費用がかかってしまいました。



▲詰まった灰や金属を取り除く

### 清掃事務所への直接搬入は燃えるごみだけ



▲最も大きかったアイロン台と思われる折り畳みの脚が付いた金網

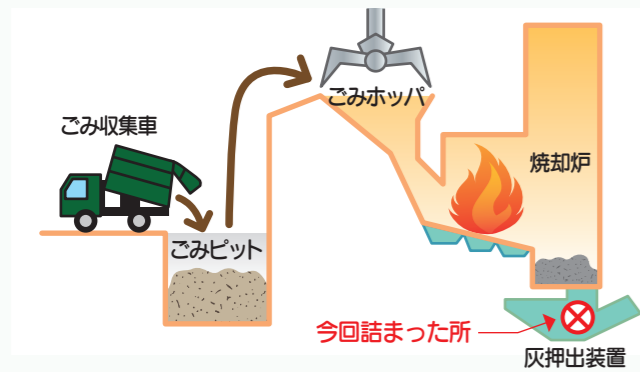


▲調理器具や園芸用品、缶類も目立つ

清掃事務所は、可燃ごみの焼却を行う施設です。「可燃ごみ」は、週2回の地域への収集の他、同事務所への直接搬入で処分することができます。特に、引っ越しや大掃除などで大量にごみが出る場合にごみを分別せずに捨てられるケースが見受けられますが、焼却炉の詰まりなどを起こさないために、必ずごみの分別を徹底してください。

### 不燃ごみはリサイクルプラザへ

焼却炉が詰まる原因となった金属類の他、ガラス類やプラスチック容器などの「不燃ごみ」は、月に1回の不燃ごみの収集か、リサイクルプラザへ搬入してください。ごみには種類によって適切な処分方法があり、不適切な排出をされた場合には、焼却炉が詰まったり、ピット内やごみ収集車で火災が発生するなど、さまざまな被害を及ぼす可能性があります。ごみの分別は市が発行している「ごみ分別ルールブック」で確認するか、区分や出し方が分からない場合は、生活環境課や清掃事務所、リサイクルプラザに事前にお問い合わせください。



※ダイオキシンなどの毒性の強い化合物を発生させないよう、ごみの投入停止後は燃料を使い高温を保って焼却する必要があります。

## 平成29年度版「ごみ分別ルールブック」を作成

ごみの分別・処分方法や不燃ごみの収集日程、ごみ収集カレンダーなどを中心に掲載している平成29年度版「ごみ分別ルールブック(A4判、32頁)」を作成。

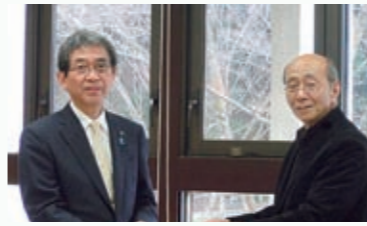
3月23日(木)の新聞折り込みでお届けします(希望者には無料で郵送)。生活環境課や西支所総務係、加佐分室などでも3月23日から配布します。

詳しくは、生活環境課 ☎66・1005) へ。



※画像は平成28年度版

### 文化振興審議会からの答申



「舞鶴市文化振興基本計画」の策定に向け、舞鶴市文化振興審議会(委員長=中川幾郎・帝塚山大名誉教授、他9人)から1月20日、同プランについて意見をまとめた答申を受けました。答申は、同審議会が昨年7月から3回の協議を経て、平成25年3月に策定した文化振興基本指針に修正を加え、計画(案)として取りまとめたものです。

#### ◆募集締切

3月24日(金)まで

#### ◆提出方法

様式は自由。住所、氏名、電話番号を記入し、「舞鶴市文化振興基本計画(案)に対する意見」と明記し、郵送か持参、ファクス、電子メールで文化振興課へ。匿名、電話、口頭による意見は受け付けません。

市では、「心豊かに暮らせるまちづくり」を推進するため「すべての市民が文化を楽しみ、創造できるまち 舞鶴」、「まちを誇りに思い、愛着が感じられる文化都市 舞鶴」の実現に向け、平成28年4月に文化振興条例を施行。同条例の規定により、市の文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る「舞鶴市文化振興基本計画」の策定を進めています。

このたび、計画(案)がまとまりましたので、市パブリック・コメント手続制度に基づき、市民の皆さんから意見を募集します。計画(案)の概要は左下表のとおり。

#### ◆計画(案)の公表場所

文化振興課 市政情報コーナー、西支所、加佐分室 各公民館、大浦・城南会館、東・西図書館で閲覧できます。市ホームページにも掲載。

#### ◆提出された意見の取り扱い

提出された意見を考慮して計画を策定。また、意見の概要と意見に対する市の考え方を整理し公表します(氏名などは公表しません)。

▼詳しくは、文化振興課 ☎66・10019、FAX 62・9891) へ。

### 舞鶴市文化振興基本計画(案)の概要

	文化振興の理念	文化振興の6つの柱
市民が主体	すべての市民が文化を楽しみ、創造できるまち舞鶴	(1) 文化に参加する文化活動への参加、鑑賞、発表、支援など (2) 文化を創造する作品づくり、人づくり、まちづくり (3) 文化でつながる交流、連携、情報発信など
まちが主体	まちを誇りに思い、愛着が感じられる文化都市舞鶴	(4) まちづくりに文化を活かす美しく活力に満ちた都市の創造 (5) 舞鶴らしい文化を発信する地域資源を継承し育むなど (6) 文化の育つしくみをつくる条例に基づいた各主体の取り組みなど

～あなたの特技と学びたい人を支援～

## 「舞鶴市まちの先生制度」のご利用を

市では、さまざまな知識や経験を持つ市民の皆さんを「まちの先生」に認定し、学校・地域などで幅広く活躍できるよう支援しています。また、まちの先生による教室や講習、講演などを希望する人も募集しています。登録方法や利用方法は次のとおり。

#### ◆登録できる人

特技や知識・経験を活かしたいと考えている市内に在住・在勤・在学等している個人またはグループ。ただし、営利・政治・宗教を目的に活動していると認められるものは除く。※交通費・材料費など実費は徴収可

#### ◆先生になるには…

所定の様式(地域づくり支援課に備え付け、市ホームページからのダウンロードも可)に必要な事項を記入し同課へ。登録後は利用者と直接日程調整の上、指導いただきます。

#### ◆先生を呼ぶには…

利用を希望される場合は、先生に直接連絡し場所や日程の調整をしてください。

#### ◆どんな先生がいるの?…

##### 主な授業

ジャンル	詳細
芸術	書道・茶道・華道・絵画など
音楽	ギター・ウクレレ・大正琴・尺八など
健康づくり	太極拳・ヨガ・カイロプラクティックなど
実用・ハンドメイド	手作りアロマ・絵手紙・パッチワークキルトなど
環境・自然	自然観察ガイド・ネイチャーゲームなど
地元学	観光案内・田辺城ガイド・旧中舞鶴線の解説など

まちの先生の登録情報は、地域づくり支援課、西支所、加佐分室、各公民館でお知らせしている他、市ホームページにも掲載。

▶詳しくは、地域づくり支援課 ☎66・1073) へ。

